

国家農産品食品規格基準局（ACFS）告示

「農産物の規格基準」

残留農薬：最大残留基準値

（ジェトロ仮訳）

2014年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品調査課

バンコク事務所

本仮訳は、国家農産品食品規格基準局 農業協同組合省が2014年2月13日に発表した「農産物の規格基準-残留農薬:最大残留基準値」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、必ず原文もご確認ください。

[農業・協同組合省告示「農産物の規格基準」](#)

(上記サイト内、“สารพิษตกค้าง : ปริมาณสารพิษตกค้างสูงสุด มกษ. 9002-2556 เล่ม 131 ตอนพิเศษ 32 ง 13 ก. พ. 2557”参照)

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

農産物の規格基準

Mor Kor Sor. 9002-2556

THAI AGRICULTURAL STANDARD

TAS 9002-2556

残留農薬：最大残留基準値

PESTICIDE RESIDUES: MAXIMUM RESIDUE LIMITS

国家農産品食品規格基準局

農業協同組合省

50 Phaholyothin Road, Ladyao Chatuchak Bangkok 10900

電話 0 2561 3384 FAX 0 2561 3357

www.acfs.go.th

官報告示 「告示および一般の部」 第 131 号 32 Gor

2014 年 2 月 13 日

残留農薬に関する農産物の規格基準の専門委員

- | | |
|---|-------|
| 1. マンタナー・ミル
農業局 | 委員長 |
| 2. タニダー・リンタラーノン
畜産局 | 委員 |
| 3. カノックポーン・アティスック
保健省医科学局 | 委員 |
| 4. チューンスック・メータークンワット
内閣府消費者保護局 | 委員 |
| 5. ワールニー・セーンスパー
保健省食品医薬品局 | 委員 |
| 6. タンマヌーン・ケーオコンカー
農業局植物および農産資材管理局 | 委員 |
| 7. ピサーン・ポンサーピット
国家農産品食品規格基準局 | 委員 |
| 8. ウィパー・タンニボン
農業局農産資材開発局 | 委員 |
| 9. ポッチャニー・パニアンウェート
タイ商工会議所 | 委員 |
| 10. チャルーン・ケーオスックサイ
タイ国家産業連盟 | 委員 |
| 11. ナッチャヤー・チュムサワット
タイの農業事業協会 | 委員 |
| 12. シンチャイ・サワディチャイ
タイ植物保護協会 | 委員 |
| 13. スワンシー・タヤーパット
検閲専門家 | 委員 |
| 14. オムラー・ウォンプットピタック | 委員 |
| 15. パンピラー・サーイケーオ
国家農産品食品規格基準局
規格基準事務所 | 委員会秘書 |

農業協同組合省、国家農産品食品規格基準局は、2008年8月14日に農産品食品の規格基準に関する告示「残留農薬：最大残留基準値」(Mor Kor Sor)を告示し、2008年8月18日に官報に告示された。現在、同告示の規格基準の規定時に使用された参考資料や情報等は当時のものから変更、修正されている。そのため、農産品および食品に関する残留農薬の重要性を同規格基準に取り入れた規格基準とするために、農業協同組合省は規格基準を補足改定するのを適切とみなし既存の規格基準(Mor Kor Sor9002-2551)を取り消し、残留農薬に関する新たな告示(Mor Kor Sor9002-2556)を発表した。本規格基準における残留農薬の最大基準値は本告示の最後のページにある別添リスト1に農薬の種類ごとに記載されている48種類の農薬を対象としている。別添資料Korについては、本告示を活用し易いように農産品別に記載している。本規格基準のリストに最大残留基準値が記載されていない農薬に関しては、今後、規格基準を補足していく。

本規格基準は以下の資料を参考に規定された。

農業局 2010年 「農薬の使用方法和提言に基づく残留農薬の量の研究」

FAO/WHO 2012 Draft and Proposed Draft Maximum Residue Limits in Foods and Feeds, including Species at Step 7 and 4(CX/PR05/37/5). Joint FAO/WHO Food Standard Programme, FAO, Rome.

FAO/WHO.1993. Portion of Commodities to which Codex MRLs Apply and which is Analyzed(CAC/GL) Joint FAO/WHO Food Standard Programme, FAO, Rome.

WHO. 1997. Guidelines for Predicting Dietary Intake of Pesticide Residues (revised). Prepared by the Global Environment Monitoring System-Food Contamination Monitoring and Assessment Programme (GEMS/Food) in collaboration with Codex Committee on Pesticide Residues, WHO/FSF/FOS/97.7, WHO, Geneva.

農業協同組合省告示

2008年農産品規格基準法に基づく農産品の規格基準について

残留農薬：最大残留基準値

農産品規格基準委員会は貿易や消費者保護における品質検査の簡素化のために農産品規格2008年農産品規格基準法に基づく残留農薬：最大残留基準値を一般的な規格基準を規定することが適切とみなすということを2013年8月28日に開催された第4/2013回の会議で議決した。

2008年農産品規格基準法第5条、第15条、第16条に基づき、農業協同組合省大臣は、「農産品の規格基準の規定：残留農薬の最大残留基準値」を以下の通りに告示する。

1. 2008年8月14日付け国家農産品食品規格基準委員会告示「2008年国家農産品食品規格基準の規定：残留農薬の最大残留基準値」を取り消す。

2. 本告示に添付している「農産品の規格基準の規定：残留農薬の最大残留基準値(Mor Kor Sor 9002-2013)」を一般規格基準とする。

2013年10月16日
ユクン・リムレムトン
農業協同組合省大臣

農産品の規格基準

残留農薬：最大残留基準値

1. スコープ

1.1 本規格基準は、生産や貿易の参考基準として、あるいは生産および輸出入におけるトレーサビリティ管理に使用するために、食品や食肉として利用される農産品の残留農薬の最大残留基準 (Maximum residue limit for pesticide; MRL)を規定している。

1.2 本規格基準は、「Mor Kos Sor9003 残留農薬に関する農産品の規格基準：避けることができない理由によって、混入する農薬の最大残留基準値(extraneous maximum residue limit for pesticide; EMRL)」については言及していない。

2. 定義

本規格基準における語句の定義は以下のとおりである。

2.1 農産品とは、農業や漁業、畜産業、林業等から発生した生産物または製品で、これらの生産物または製品を食品として消費したり食肉として使用したり、食品や食肉に加工して使用するものである。

2.2 農薬(Pesticide)¹とは、植物や動物の害となる虫や植物や動物が欲しないものから予防したり破壊したり、捕獲したり、追い出したりする目的で使用される物質のことである。これらの物質は、栽培途中で使用したり、保管や輸送時、販売時に使用されたり、あるいは、食品や食肉といった農産品の生産工程で使用されるものであったりする。また、動物の中にいる寄生虫(ectoparasites)を抑制するために使用される物質であったりする。さらに、植物の成長を抑制する物質や植物の葉の量を抑制する物質、植物の実を抑制する物質、植物の芽を増やす物質、収穫前後にかかわらず、保管や輸送時に品質の劣化を防ぐ物質等がある。しかし、肥料や植物や動物の栄養素、食品添加物、動物飼料の添加物(feed additive)、動物医薬品を含まない。

2.3 残留農薬²(pesticide residue)とは、農薬を使用することで、変換産物(conversion products)や代謝産物(metabolites)、反応生成物(reaction products)、そして、農薬に含有される不純物(impurities)などの農薬の誘導体等が農産品に残留していることである。

¹ Pesticide の定義は国際食糧機関のコーデックス委員会および世界保健機構が規定した定義(Codex Alimentarius Commission, Joint FAO/WHO Food Standards Programme; Codex)

² Pesticide residue の定義はコーデックスの定義に従う。

2.4 農薬の最大残留基準値(Maximum residue limit for pesticide :MRL)とは、農産品規格基準委員会によって規定された、農産品に残留している農薬の最大許容量のことで、単位は農産品 1kgにつき、残留農薬の量をミリグラムで示す。

2.5 避けることができない理由によって、混入する農薬の最大残留基準値(extraneous maximum residue limit for pesticide; EMRL)とは、過去に使用が許可されていた物質で、国内での使用が禁止されてから長い期間が経ったが、未だ農産品からの残留が検出されるため、最大残留値を規定しなければならない特定の農薬の残留物質の量。

2.6 検査が規定されている残留物質の種類(definition of residues)とは、一種類の農薬または何種類もの物質が混合している物質で、本告示内に規定されている最大残留値に適合しているということを証明するために分析が規定されている残留物質のことである。以下、同物質を残留物質の種類と記載する。

2.7 第4種危険物質とは、生産や輸入、輸出、所有が禁止されている危険物質で、2008年に補足修正された1992年危険物質法に基づく工業省告示の別添資料「危険物質名リスト」に掲載されている物質である。

3. 最大残留値に関する規則

3.1 農産品に残留する物質は本規格基準にある別添資料のリスト1で規定されている、最大残留値(MRL)を超えて検出されてはならない。

3.2 避けることができない理由によって、農産品に混入する物質は、「Mor Kos Sor9003 残留農薬に関する農産品の規格基準：避けることができない理由によって、混入する農薬の最大残留基準値(extraneous maximum residue limit for pesticide; EMRL)」に規定されている量を超えて検出されてはならない。

3.3 本告示別添資料リスト2の危険物質にある2008年に補足修正された1992年危険物質法で第4種危険物質として規定されている物質が農薬の使用から発生して検出されてはならない。

3.4 3.1および3.3以外の物質については、Codex³で規定されている最大残留基準値で規定されている量を超えて検出されてはならない。

4. 分析する農産品のサンプリング方法

4.1 サンプリングは「Mor Kor Sor 9025 農産品の規格基準、残留農薬分析のためのサンプリング方法(methods of sampling for the determination of pesticide residues)について」に基づき行なうこと。

4.2 MRL値は農産品の様々な形態で規定されている。例えば、皮付きの全ての果実や殻から出した状態の落花生等。そのため、分析する農産品については、Codexの資料にあるCodex

³ <http://www.codexalimentarius.org/standards/pesticide-mrls> を参照

Alimentarius : Portion of Commodities to which Codex MRLs Apply and which is Analyzed 最新版(CAC/GL41)の規定に基づいて分析を行なうこと。

5. 残留農薬の分析方法

残留農薬の分析方法は、最大残留値と同じ値または、最大残留値より低い値の残留物質の分析方法から選択することができ、性能(Performance Characteristic)は分析に適したものであり、以下のいずれかの項目に基づいていなければならない。

5.1 国内の機関または規格基準に関する国際機関の規定や国際的に容認されているマニュアル、関紙、電子印刷物に基づく分析方法。

5.2 いくつかの研究室が共同で国際的に容認されている規則に基づいた研究した結果から分析する方法。

5.3 5.1 および5.2 に基づく分析ができない場合、国際的に容認されている品質管理システムと分析基準を適用している単一の分析研究質(Single laboratory validation)の分析方法を適用すること。

農産品規格基準別添リスト 1

残留農薬：最大残留基準値

(Mor Kor Sor9002-2556)

農薬の種類別の残留農薬の量

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
クロルピリホス (chlorpyrifos)	クロルピリホス	オクラ	0.5
		バナナ	2
		粳米	0.5
		米	0.1
		種子状の香辛料	5
		果実状の香辛料	1
		根状の香辛料	1
		ランブータン	0.5
		乾燥大豆	0.1
		大豆	1
		パーム椰子	0.05
		トウガラシ	3
		乾燥トウガラシ	20
		ピーマン	2
		ココナッツ	0.05
		落花生	0.05
		サツマイモ	0.05
		竜眼	0.5
		レイシ	2
		シヤロット	0.2
		タマネギ	0.2
		牛および水牛の肉	1(脂肪)
		羊およびヤギの肉	1(脂肪)
		牛および水牛の臓物	0.01
		羊及びヤギの臓物	0.01
		豚肉	0.02(脂肪)
豚の臓物	0.01		
家禽類の肉	0.01(脂肪)		
家禽類の臓物	0.01		

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
クロルピリホス (chlorpyrifos)	クロルピリホス	卵	0.01
		牛乳	0.02
クロロタロニル (Chlorothalonil)	クロロタロニル	乾燥大豆	0.2
		大豆	2
		ハクサイ	1
		ハクサイ(Chinese Cabbage)	1
		ケール	4
		トマト	5
		ジャガイモ	0.2
		落花生	0.1
カルバリル (carbaryl)	カルバリル	Leucaena leucocephala (Lamk.) de Wit	0.02
		トウモロコシ	0.1
		ヤングコーン	0.1
		乾燥トウモロコシの種子	0.02
		ソルガム	10
		米	1
		ランブータン	1
		キュウリおよび瓜科のもの ただし、スイカを除く	3
		スイカ	1
		ドリアン	1
		パーム椰子	0.05
		アブラナ科の野菜	1
		トウガラシ	0.5
		乾燥トウガラシ	2
		ピーマン	5
		ココナッツ	1
		マンゴー	1
		マンゴスチン	1
		ジャガイモ	0.2
		カカオ種子	0.02
		落花生	2
		カシューナッツ	1
		竜眼	1
レイシ	1		
柑橘類	7		

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
カルバリル (carbaryl)	カルバリル	サトウキビ	0.05
		ブドウ	5
		哺乳類の肉	0.05
		哺乳類の臓物	1
		家禽類の肉	0.05
		卵	0.05
		牛乳	0.05
カルベンダジム/ベノミル carbendazim/benomyl	カルベンダジム、ベノミル およびチオファネートメチ ルの総和はカルベンダジ ム	セロリ	3
		米	2
		ランブータン	3
		ネギ	3
		緑豆	0.5
		乾燥大豆	0.5
		大豆	3
		マルベリーの葉	0.1
		トウガラシ	2
		乾燥トウガラシ	20
		トマト	0.5
		マンゴー	2
		綿実	0.1
		落花生	0.1
		アスパラガス	0.2
		シャロット	3
		タマネギ	2
		ブドウ	3
		サトウキビ	0.1
		牛および水牛の肉	0.05
		哺乳類の臓物	0.05
		家禽類の肉	0.05
		家禽類の脂肪	0.05
家禽類の臓物	0.1		
卵	0.05		
牛乳	0.05		
カルボスルファン carbosulfan	カルボスルファン	オクラ	0.5
		Leucaena leucocephala (Lamk.) de Wit	0.2
		トウモロコシ	0.05

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
カルボスルフアン carbosulfan	カルボスルフアン	ヤングコーン	0.05
		乾燥トウモロコシの種子	0.05
		ソルガム	0.05
		米	0.2
		ランブータン	0.2
		キュウリおよび瓜科のもの ただし、スイカを除く	0.5
		スイカ	0.2
		緑豆	0.05
		ナガササゲ	0.1
		鞘付きササゲ	0.1
		乾燥大豆	0.05
		大豆	0.5
		ドリアン	0.2
		パーム椰子	0.05
		アブラナ科の野菜	0.5
		トウガラシ	0.5
		乾燥トウガラシ	5
		トマト	0.5
		トマトを除くナス科の野菜	0.03
		ココナッツ	0.2
		サツマイモ	0.05
		ジャガイモ	0.05
		コーヒー豆	0.05
		カカオ種子	0.05
		ゴマ	0.2
		ヒマワリの種子	0.05
		落花生	0.05
		綿実	0.05
		トウゴマ	0.05
		柑橘類	0.1
		アスパラガス	0.02
		ブドウ	0.1
		哺乳類の肉	0.05
哺乳類の臓物	0.05		
家禽類の肉	0.05		

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
カルボスルファン carbosulfan	カルボスルファン	家禽類の臓物	0.05
		卵	0.05
		牛乳	0.05
カルボスルファンまたはカルボフラン carbosulfan or carbofuran	カルボフランおよび 3-ヒドロキシカルボフランの総和はカルボフランとなる	オクラ	0.15
		Leucaena leucocephala (Lamk.) de Wit	0.2
		ランブータン	0.05
		鞘付きインゲン	0.15
		ドリアン	0.02
		パーム椰子	0.1
		アブラナ科の野菜	0.03
		トウガラシ	0.5
		乾燥トウガラシ	2
		トマトを除くナス科の野菜	0.1
		ココナッツ	0.02
		カカオ種子	0.05
		ゴマ	0.1
		ヒマワリの種子	0.05
		トウゴマ	0.1
		柑橘類	0.02
		アスパラガス	0.06
		ブドウ	0.02
		バナナ	0.01
		トウモロコシ	0.01
		ヤングコーン	0.01
		乾燥トウモロコシの種子	0.05
		ソルガム	0.1
		米	0.1
		緑豆	0.2
		ナガササゲ	0.1
		乾燥大豆	0.1
		大豆	0.02
		キャッサバ	0.02
		コーヒー豆	1
落花生	0.1		
綿実	0.1		
サトウキビ	0.1		

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
カルボスルファンまたはカルボフラン carbosulfan or carbofuran	カルボフランおよび3-ヒドロキシカルボフランの総和はカルボフランとなる	哺乳類の肉	0.05
		哺乳類の臓物	0.05
		哺乳類の脂肪	0.05
		家禽類の肉	0.01
		家禽類の臓物	0.01
		卵	0.01
		牛乳	0.01
キャプタン Captan	キャプタン	はと麦	0.02
		乾燥大豆	5
		大豆	5
		パーム椰子	5
		マンゴー	5
		綿実	5
		ブドウ	10
ペンタクロロニトロベンゼン quintozene	ペンタクロロニトロベンゼン	種子状の香辛料	0.1
		果実状の香辛料	0.02
		根状の香辛料	2
フッ化スルフリル quintozene	フッ化スルフリル	米	0.1
シペルメトリン cypermethirin	シペルメトリン	オクラ	0.5
		トウモロコシ	0.05
		ヤングコーン	0.05
		乾燥トウモロコシの種子	0.05
		果実状の香辛料	0.1
		根状の香辛料	0.2
		ナガササゲ	0.7
		鞘付きのインゲン	0.05
		乾燥大豆	0.05
		大豆	5
		ドリアン	1
		アブラナ科の野菜	1
		トウガラシ	2
		乾燥トウガラシ	10
		トマト	0.2
		トマトを除くナス科の野菜	0.03

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
シペルメトリン cypermethrin	シペルメトリン	マンゴー	0.7
		パパイヤ	0.5
		綿実	0.1
		竜眼	1
		レイシ	2
		グレープフルーツおよびポメ ロを除く柑橘類	0.3
		グレープフルーツ	0.5
		ポメロ	0.5
		アスパラガス	0.4
		シャロット	0.1
		タマネギ	0.01
		サトウキビ	0.2
		哺乳類の肉	2 (脂肪)
		哺乳類の臓物	0.05
		家禽類の肉	0.1(脂肪)
		家禽類の臓物	0.05
		鶏肉の脂肪	0.1
		卵	0.05
		牛乳	0.05F
		2,4-D	2,4-D および塩、2,4-D の エステルは2,4-D になる。
ヤングコーン	0.05		
乾燥トウモロコシの種子	0.05		
ソルガム	0.01		
米	0.1		
ネギ	0.05		
パインアップル	0.05		
哺乳類の肉	0.2		
哺乳類の臓物	1		
家禽類の肉	0.05		
家禽類の臓物	0.05		
卵	0.01		
牛乳	0.01		

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
デルタメトリン deltamethrin	デルタメトリンの総和 アルファ-R(alpha-R)および トランスデルタメトリン(脂肪 分を溶解)	ニンニク	0.1
		ヤングコーン	0.02
		乾燥トウモロコシの種子	1
		トウモロコシ	0.02
		ネギ	0.5
		ナガササゲ	0.2
		パーム椰子	0.05
		カイラン菜	2
		ハクサイ	2
		ケール	2
		キャベツを除くアブラナ科の 野菜	0.1
		トウガラシ	0.1
		乾燥トウガラシ	1
		トマト	0.3
		マンゴー	0.2
		綿実	0.05
		カシューナッツ	0.02
		アスパラガス	0.1
		シャロット	0.1
		タマネギ	0.05
		サトウキビ	0.05
		牛および水牛の肉	0.5 (脂肪)
		ヤギおよび羊の肉	0.5 (脂肪)
		牛および水牛の臓物	0.03
		ヤギおよび羊の臓物	0.03
		豚肉	0.5 (脂肪)
		豚の臓物	0.03
		家禽類の肉	0.1 (脂肪)
		家禽類の臓物	0.02
		家禽類の脂肪	0.1 (脂肪)
卵	0.02		
牛乳	0.05 (脂肪)		
ジクロルボス dichlorvos	ジクロルボス	香辛料	0.1
		柑橘類	0.2
		穀物	0.2

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
ジクロロボス dichlorvos	ジクロロボス	哺乳類の肉	0.05
		家禽類の肉	0.05
		牛乳	0.02
ジコホール dicofol	<u>作物</u> : ジコホール o,p' & p,p' -isomers の総和 <u>畜産物</u> : ルジコホールおよび 2,2-ジクロロ 1,1-ビス(4クロロフェニル) エタノール (p,p'-FW152) {2,2-dichloro-1,1-Bis (4-chlorophenyl) ethanol (p,p'-FW152)} の総和(脂溶性)	種子状の香辛料	0.05
		果実状の香辛料	0.1
		根状の香辛料	0.1
		キュウリ	0.5
		緑豆	0.1
		乾燥大豆	0.05
		トマト	1
		牛および水牛の肉	3 (脂肪)
		牛および水牛の臓物	1
		家禽類の肉	0.1 (脂肪)
		家禽類の臓物	0.05
		卵	0.05
		牛乳	0.1F
ジチオカルバメート類 dithiocarbamates Zinep、チウラム、プロピ ネブ、マネブ、マンゼ ブ	ジチオカルバメートを分析 すると二硫化炭素(CS2)に なる	オクラ	0.2
		ニンニク	0.5
		米	0.05
		ランブータン	2
		ネギ	10
		キュウリ	2
		ウリ	0.5
		スイカ	1
		キュウリとスイカを除くウリ科 の野菜	0.5
		乾燥大豆	0.1
		大豆	0.2
		ドリアン	2
		パーム椰子	0.1
		ハクサイ	5
		ケール	15
		クウシンサイ	0.3
		タロイモ	0.1

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
ジチオカルバメート類 dithiocarbamates Zinep、チウラム、プロピ ネブ、マネブ、マンゼ ブ	ジチオカルバメートを分析 すると二硫化炭素(CS2)に なる	トウガラシ	2
		ピーマン	1
		乾燥トウガラシ	10
		カボチャ	0.2
		トマト	2
		ライム	2
		マンゴー	2
		ジャガイモ	0.2
		落花生	0.1
		柑橘類	2
		アスパラガス	0.1
		シャロット	0.5
		タマネギ	0.5
		ブドウ	2
		哺乳類の肉	0.05
		哺乳類の臓物	0.1
		家禽類の肉	0.1
		家禽類の臓物	0.1
		卵	0.05
		牛乳	0.05
ジメトエート dimethoate	ジメトエート	ソルガム	0.01
		種子状の香辛料	5
		果実状の香辛料	0.5
		根状の香辛料	0.1
		キュウリ	1
		ウリ	1
		ナガササゲ	0.05
		乾燥豆	0.1
		トマト	2
		綿実	0.05
		柑橘類	5
		シャロット	0.05
		タマネギ	0.05
		哺乳類の肉	0.05
		哺乳類の脂肪	0.05
		哺乳類の臓物	0.05

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
ジメトエート dimethoate	ジメトエート	家禽類の肉	0.05
		家禽類の脂肪	0.05
		家禽類の臓物	0.05
		卵	0.05
		牛乳	0.05
ダイアジノン diazinon	ダイアジノン	トウモロコシ	0.02
		ヤングコーン	0.02
		乾燥トウモロコシの種子	0.02
		ソルガム	0.02
		種子状の香辛料	5
		果実状の香辛料	0.1
		根状の香辛料	0.5
		乾燥茶葉	0.1
		ハクサイ	0.05
		ケール	0.05
		アブラナ科の野菜	0.5
		コーヒー豆	0.2
		綿実	0.1
		哺乳類の肉	2 (脂肪)
		哺乳類の臓物	0.03
		家禽類の肉	0.02
		家禽類の臓物	0.02
		卵	0.02
		牛乳	0.02 F
トリアゾホス triazophos	トリアゾホス	ニンニク	0.05
		ソルガム	0.05
		果実状の香辛料	0.07
		根状の香辛料	0.1
		緑豆	0.2
		ナガササゲ	0.4
		乾燥大豆	0.05
		大豆	0.5
		鞘付き大豆	1
		ナツメ	0.03
		コーヒー豆	0.05
		落花生	0.05

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
トリアゾホス triazophos	トリアゾホス	カカオ種子	0.05
		ゴマ	0.05
		ヒマワリの種子	0.05
		シャロット	0.05
		タマネギ	0.05
		ブドウ	0.02
		牛および水牛の肉	0.01
		家禽類の肉	0.01
		牛乳	0.01
テブコナゾール tebuconazole	テブコナゾール	タマネギ	0.1
ブプロフェジン buprofezin	ブプロフェジン	綿実	0.35
ペルメトリン permethrin	ペルメトリン	香辛料	0.05
パラコート paraquat	パラコートイオン (paraquat cation)	トウモロコシ	0.05
		ヤングコーン	0.05
		乾燥トウモロコシの種子	0.03
		ソルガム	0.03
		粳米	0.05
		米	0.05
		キュウリおよびウリ科の野菜	0.02
		乾燥豆	0.5
		乾燥大豆	0.1
		果実(柑橘類を除く皮を食べることができない果実)	0.01
		葉野菜類	0.07
		根菜類	0.05
		トマト	0.05
		ジャガイモ	0.05
		綿実	2
		イチゴ	0.01
		柑橘類	0.02
		ブドウ	0.01
		哺乳類の肉	0.005
		哺乳類の内臓	0.05
家禽類の肉	0.005		

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
パラコート paraquat	パラコートイオン (paraquat cation)	家禽類の臓物	0.005
		卵	0.005
		牛乳	0.005
ピリミホスメチル pirimiphos-methyl	ピリミホスメチル	トウモロコシ	1
		ヤングコーン	1
		乾燥トウモロコシ	1
		粳米	7
		米	5
		種子類の香辛料	3
		果実類の香辛料	0.5
		パーム椰子	0.1
		カカオ種子	0.05
		カボックの種子	0.1
		カシューナッツ	0.1
		哺乳類の肉	0.01
		哺乳類の臓物	0.01
		家禽類の肉	0.01
		家禽類の臓物	0.01
		卵	0.01
		牛乳	0.01
プロチオホス prothiofos	プロチオホス	緑豆	0.05
		トウガラシ	3
		乾燥トウガラシ	20
		ジャガイモ	0.05
		落花生	0.05
プロフェノホス profenofos	プロフェノホス	キャベツ	1
		ローズアップル	0.05
		ネギ	0.05
		乾燥大豆	0.05
		ドリアン	0.05
		綿実	0.05
		キャベツを除くアブラナ科の 野菜	0.5
		トウガラシ	3
		ピーマン	0.5
乾燥トウガラシ	20		

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
プロフェノホス profenofos	プロフェノホス	トマト	10
		ライム	0.05
		マンゴー	0.2
		マンゴスチン	10
		綿実	3
		ポメロを除く柑橘類	0.1
		ポメロ	2
		シャロット	0.05
		タマネギ	0.05
		ブドウ	0.05
		哺乳類の肉	0.05
		哺乳類の臓物	0.05
		家禽類の肉	0.05
		家禽類の臓物	0.05
		卵	0.02
牛乳	0.01		
フィプロニル fipronil	フィプロニル	ホーリーバジル	0.2
		粳米	0.01
		米	0.01
		ナガササゲ	0.04
		綿実	0.01
		スイートバジル	0.2
ファミキサドン famoxadone	ファミキサドン	ジャガイモ	0.02
フェンバレレート fenvalerate	フェンバレレート	キャベツ	3
		トウモロコシ	0.1
		ヤングコーン	0.1
		ナガササゲ	1
		乾燥大豆	0.1
		パーム椰子	0.5
		ハクサイ	1
		ケール	3
		アブラナ科の野菜	2
		トマト	1
		マンゴー	1.5
		ジャガイモ	0.05

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
フェンバレレート fenvalerate	フェンバレレート	綿実	0.2
		落花生	0.1
		竜眼	1
		レイシ	1
		哺乳類の肉	1 (脂肪)
		哺乳類の臓物	0.02
		牛乳	0.1 F
フェニトロチオン fenitrothion	フェニトロチオン	トウモロコシ	1
		ヤングコーン	1
		乾燥トウモロコシの種子	1
		粳米	6
		米	1
		種子状の香辛料	7
		果実状の香辛料	1
		根状の香辛料	0.1
		乾燥茶葉	0.5
		乾燥大豆	0.5
		大豆	0.5
		コーヒー豆	0.05
		哺乳類の肉	0.05
		家禽類の肉	0.05
		卵	0.05
		牛乳	0.01
ホサロン phosalone	ホサロン	種子状の香辛料	2
		果実状の香辛料	2
		根状の香辛料	3
		ネギ	0.5
		ナガササゲ	0.5
		鞘付きのインゲン	0.5
		乾燥大豆	0.05
		大豆	0.5
		ドリアン	1
		マルベリーの葉	0.1
		アブラナ科の野菜	0.5
		トウガラシ	0.5
		ピーマン	0.5

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
ホサロン phosalone	ホサロン	乾燥トウガラシ	4
		トマト	0.5
		トマトを除くナス科の野菜	0.5
		マンゴスチン	1
		綿実	1
		柑橘類	1
		アスパラガス	0.5
		シャロット	0.5
		タマネギ	0.5
フォルペット folpet	フォルペット	ランブータン	0.1
フェントエート phenthoate	フェントエート	種子状の香辛料	7
馬拉チオン malathion	馬拉チオン	キャベツ	8
		トウモロコシ	0.02
		ヤングコーン	0.02
		乾燥トウモロコシの種子	0.05
		ソルガム	3
		種子状の香辛料	2
		果実状の香辛料	1
		根状の香辛料	0.5
		カリフラワー	0.5
		ネギ	5
		ブロッコリー	5
		ハクサイ	8
		ケール	3
		トウガラシ	0.1
		乾燥トウガラシ	1
		トマト	0.5
		キャッサバ	0.5
		柑橘類	7
		ポメロ	0.2
		シャロット	1
タマネギ	1		
サトウキビ	0.02		

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
メタラキシル metalaxyl またはメタラキシルM metalaxyl M	メタラキシル	トウモロコシ	0.05
		ヤングコーン	0.05
		乾燥トウモロコシの種子	0.05
		種子状の香辛料	5
		キュウリ	0.5
		ウリ	0.2
		スイカ	0.2
		キュウリ(Cucumis sativus L.)	0.5
		ドリアン	0.5
		トカドヘチマ	0.2
		ケール	2
		クウシンサイ	2
		タロイモ	0.5
		コショウ	0.05
		キンマ	0.05
		カボチャ	0.2
		トウガン	0.2
		ジャガイモ	0.05
		柑橘類	5
		パインアップル	0.1
		タマネギ	2
ブドウ	1		
トマト	0.2		
メチダチオン methidathion	メチダチオン	ランブータン	0.5
		ドリアン	0.5
		カスタードアップル	0.5
		ペアおよび梨	0.2
		柑橘類	0.5
		ブドウ	0.2
		哺乳類の肉	0.02
		哺乳類の臓物	0.02
		家禽類の肉	0.02
		家禽類の臓物	0.02
		卵	0.02
		牛乳	0.001

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
臭化メチル methyl bromide	臭化メチルやその他の物質の使用から発生する臭化イオン(bromide ion)ただし、Convalently bound bromine を除く	米	50
臭化メチル methyl bromide	臭化メチル	米(輸入)	1
		輸入地点での米	0.01
メソミル methomyl	メソミルおよびチオジカルブ thiodicarb の総和はメソミル	オクラ	0.5
		トウモロコシ	0.1
		ヤングコーン	0.1
		乾燥トウモロコシの種子	0.02
		ソルガム	0.02
		若スイカを含むウリ科の野菜	0.1
		スイカ	0.1
		緑豆	0.05
		ナガササゲ	1
		乾燥大豆	0.2
		大豆	0.5
		大豆油	0.2
		綿実油	0.04
		ペアおよび梨	0.3
		トウガラシ	1
		乾燥トウガラシ	10
		トマト	1
		トマトを除くナス科の野菜	0.2
		ライム	1
		ジャガイモ	0.02
ゴマ	0.2		
綿実	0.2		
落花生	0.1		
柑橘類	1		

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
メソミル methomyl	メソミルおよびチオジカル ブ thiodicarb の総和はメソ ミル	アスパラガス	2
		シャロット	0.2
		タマネギ	0.2
		ブドウ	0.3
		リンゴ	0.3
		哺乳類の肉	0.02
		哺乳類の臓物	0.02
		家禽類の肉	0.02
		家禽類のゾウブツ	0.02
		卵	0.02
		牛乳	0.02
		ラムダ-シハロトリン lambda-cyhalothrin	シハロトリン cyhalothrin 全 ての異性体を含む
ホーリーバジル	0.5		
ソルガム	0.2		
ランブータン	0.5		
緑豆	0.2		
乾燥大豆	0.2		
大豆	0.2		
ドリアン	0.5		
パーム椰子	0.2		
ブロッコリーおよびカリフラワ ーを除くアブラナ科の野菜	0.3		
ブロッコリーおよびカリフラワ ー	0.5		
マンゴー	0.2		
トマトを除くナス科の野菜	0.3		
トマト	0.3		
トウガラシ	0.3		
ピーマン	0.3		
乾燥トウガラシ	3		
カカオ種子	0.02		
ゴマ	0.2		
カボックの種子	0.02		
綿実の種子	0.02		
竜眼	0.5		
レイシ	0.5		
アスパラガス	0.02		

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
ラムダーシハロトリン lambda-cyhalothrin	全ての異性体を含むシハ ロトリン cyhalothrin	スイートバジル	0.5
アセフェート acephate	アセフェート	粳米	1
		米	1
		香辛料	0.2
		緑豆	0.3
		乾燥大豆	0.3
		コーヒー豆	0.05
		カカオの種子	0.05
		綿実	2
		落花生	0.2
		哺乳類の肉	0.05
		哺乳類の臓物	0.05
		家禽類の肉	0.01
		家禽類の臓物	0.01
		卵	0.01
牛乳	0.02		
アトラジン atrazine	アトラジン	トウモロコシ	0.1
		ヤングコーン	0.1
		乾燥トウモロコシの種子	0.1
		パインアップル	0.1
		サトウキビ	0.1
アバメクチン abamectin	アバメクチン	スイカ	0.01
		ナガササゲ	0.01
		鞘付きのインゲン	0.01
		カイラン菜	0.01
		ケール	0.01
		アブラナ科の野菜	0.01
		トウガラシ	0.01
		ピーマン	0.02
		乾燥トウガラシ	0.2
		丸ナス	0.02
		ライム	0.01
		綿実	0.01
		柑橘類	0.01
		ブドウ	0.01

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
アバメクチン abamectin	アバメクチン	哺乳類の肉	0.01
		哺乳類の脂肪	0.1
		哺乳類の臓物	0.1
		家禽類の肉	0.01
		家禽類の臓物	0.02
		卵	0.01
		牛乳	0.005
アメトリン ametryn	アメトリン	乾燥茶葉	0.05
		コーヒー豆	0.05
		パインアップル	0.05
		サトウキビ	0.05
イミダクロプリド imidacloprid	イミダクロプリド	粳米	0.05
		米	0.05
		タンジェリン	1
エテホン ethephon	エテホン	バナナ	2
		チェリー	3
		ドリアン	2
		マンゴー	2
		パインアップル	2
		ブドウ	1
		リンゴ	1
		哺乳類の肉	0.1
		哺乳類の臓物	0.2
		家禽類の肉	0.1
		家禽類の臓物	0.2
		卵	0.2
		牛乳	0.05
エチオン ethion	エチオン	種子状の香辛料	3
		果実状の香辛料	5
		根状の香辛料	0.3
		スイカを除くキュウリおよびウ リ科の野菜	0.3
		乾燥大豆	0.1
		鞘付き豆	0.3
		トウガラシ	3
		乾燥トウガラシ	20

農薬名	残留する物質の種類	農産物	最大残留基準値 (MRL) (mg/kg)
エチオン ethion	エチオン	トマト	0.3
		トマトを除くナス科の野菜	0.3
		ライム	1
		タンジェリン	2
		ポメロ	1
イプロジオン iprodione	イプロジオン	種子状の香辛料	0.05
		根状の香辛料	0.1
オメトエート Omethoate	オメトエート	Leucaena leucocephala (Lamk.) de Wit	0.05
		緑豆	0.05
		ナガササゲ	0.05
		乾燥大豆	0.05
		キャッサバ	0.02
		コーヒー豆	0.05
		綿実	0.05
リン化アルミニウム (aluminum phosphide) 状またはリン化マグネ シウム(Magnesium phosphide)状あるいは ホスフィン(phosphine) 状の リン化水素	リン化水素	米	0.1

- 種子状の香辛料(Seeds)とは、例えば、バジルシード、ディルの種子、セロリの種子、フェンネルの種子等
- 果実状の香辛料(fruits of berries)とは、例えば、ホワイトペッパー、ブラックペッパー、グリーンペッパー、カルダモン、八角等
- 根状の香辛料(roots of rhizomes)とは、例えば、ショウガ、ウイキョウ、クミン、セロリ、コリアンダーの根等
- 香辛料とは種子状、果実状、根状、木の皮(シナモン)、花の芽(クローブ)、その他全ての香辛料のこと
- 粳米とは籾殻が付いているうるち米およびもち米の種子のこと
- 米とは籾を剥き、玄米の状態または精米し、白米にした状態のもの
- 乾燥トウガラシとは、タカノツメ、シシトウなどのトウガラシ(Pepper chili)を乾燥したトウガラシのこと
- アブラナ科の野菜とは、アブラナ属アブラナ科の植物の葉や茎、花などで、キャベツ、ケール、カリフラワー、ブロッコリー、カイラン菜、ハクサイ、レタス、サニーレタスなどである。
- トマトを除くナス科の野菜とは、丸ナス、紫ナス、白ナスなどである。
- (脂肪)とは、食肉の最大残留値が記載されている部分に記載されている。脂肪の中で溶解する(fat-soluble)とは、その食肉の脂肪分における最大残留値のことである。
- 牛乳の最大基準値に記載されているFの文字は、脂肪の中で溶解する(fat soluble)とは、牛乳および乳製品の全体の重量における基準値である。ただし、牛乳の最大残留値でFの文

字が併記されている場合、牛乳および乳製品で使用し、牛乳および乳製品の脂肪分を以下のように分析する。

- (1) 脂肪の量が2%以下である場合、牛乳の最大残留値の半分の基準値を適用すること。
- (2) 脂肪の量が2%を超える場合、牛乳の最大残留値として規定されている25を適用し、牛乳および乳製品の牛乳の脂肪量に対する最大残留値を分析結果を比較すること。

農産品の規格基準リスト 2

農薬：最大残留基準値 (Mor Kor Sor9002-2556)

検出されてはならない残留農薬リスト

1. 2,4,5-T または 2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸(2,4,5-trichlorophenoxy)
2. 2,4,5-TCP または 2,4,5-トリクロロフェノール(2,4,5-trichlorophenol)
3. 2,4,5-TP または(±)-2-2,4,5 トリクロロフェノキシ酢酸プロピオン酸(±)-2-(2,4,5-trichlorophenoxy)
4. 4-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酪酸ナトリウムまたは MCPB エチル(MCPB)
5. クロロジメフォルム(chlordimeform)
6. クロルデコン(chlordecone)
7. クロルチオホス(chlorthiophos)
8. クロロベンジレート (chlorobenzilate)
9. ヒ酸水酸化銅(copper arsenate hydroxide)
10. カプタホール(captafol)
11. ヒ酸カルシウム(calcium arsenate)
12. スルホテプ(sulfotep)
13. サフロール(sulfotep)
14. 亜ヒ酸ナトリウム(sodium arsenite)
15. シクロヘキシミド(cycloheximide)
16. シヘキサチン(cyhexatin)
17. ダミノジッド(daminozide)
18. DBCP または 1, 2-ジブロモ-3-クロロプロパン(1,2-dibromo-3-chloropropane)
19. デメトン(demeton)
20. デメフィオン(demephion)
21. 4,6-ジニトロフェノール(4,6-dinitro-o-cresol)または DNOC
22. ジスルホトン(disulfoton)
23. ジノセブ(dinoseb)
24. ジノテルブ(dinoterb)
25. 甲フッ化リン(dimefox)
26. トキサフェン(toxaphene)または(camphechlor)
27. (TEPP)または(tetraethyl pyrophosphate)
28. ニトロフェン(nitrofen)
29. ベンゼンヘキサクロリド(beta-HCH) (1,3,5/2,4,6- hexachlorocyclohexane)

30. 30. BHC(benzene hexachloride) HCH(hexachlorocyclohexane)
31. ベンジジン(benzidine)
32. ブロモホス(bromophos)
33. ブロモホスエチル(bromophos-ethyl)
34. バナパクリル(binapacryl)
35. アセト亜ヒ酸銅(paris green)
36. パラチオン(parathion)
37. パラチオンメチル(parathion-methyl)
38. プロトアート(prothoate)
39. リン(phosphorus)
40. ホスファミドン(E)異性体およびホスファミドン(Z)異性体の混合物 (phosphamidon(E)+(Z)-isomers)
41. ホスファミドン(Z)異性体(phosphamidon(Z)-isomer)
42. ホスファミドン(E)異性体(phosphamidon(E)-isomer)
43. フェノチオール(phenothiol)またはMCPAチオエチル(MCPA-thioethyl) あるいは S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート(S-ethyl 4-chloro-o-tolyloxythioacetate)
44. フェンスルホチオン(fensulfothion)
45. フェンチン(fentin)
46. ホノホス(立体不特定) [fonofos (unstated stereochemistry)]
47. ホノホス(ラセミ体) [fonofos (racemate)]
48. ホノホス(R 異性体) [fonofos (R)-isomer]
49. ホノホス(S 異性体) [fonofos (S)-isomer]
50. ホレート(phorate)
51. メタミドホス(methamidophos)
52. メコプロップ(立体不特定) [mecoprop (unstated stereochemistry)]
53. メコプロップ(ラセミ体) [mecoprop (racemate)]
54. メホスホラン(mephosfolan)
55. メビンホス(mevinphos)
56. モノクロトホス(monocrotophos)
57. マイレックス(mirex)
58. リンデン(lindane)またはベンゼンヘキサクロリド (gamma-hexachlorocyclohexane)あるいはガンマ-HCH(gamma-HCH)
59. ヒ酸水素鉛(II) (lead arsenate)
60. レプトホス(leptophos)

61. アジンホスメチル(azinphos-methyl)
62. アジンホスエチル(azinphos-ethyl)
63. アジンホス(amtrole)
64. アミノカルブ(aminocarb)
65. アラマイト(aramite)
66. 二臭化エチレン(EDB)または(ethylene dibromide)
67. 1,2-ジクロロエタン(ethylene dichloride)
68. エチレンオキシド(ethylene oxide)または 1,2-エポキシエタン(1,2-epoxyethane)
69. エンドサルファン(endosulfan)
70. ビスブテニレンテトラヒドロフルフラール(MGK repellent-11)または 1,5a,6,9,9a,9b-ヘキサヒドロ-4a(4H)-ジベンゾフランカルボアルデヒド[1,5a,6,9,9a,9b-hexahydro-4a(4H)- dibenzofurancarboxaldehyde]
71. ヘキサクロロベンゼン(hexachlorobenzene)

出所:工業省告示別添資料「危険物質のリスト」より